

コミュニティ助成事業 《宝くじ普及広報事業》

○問合せ先 まちづくり推進課企画統計係 ☎内線315、316

財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備などに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を行っています。

【事業実施主体】

市町村、市町村が認めるコミュニティ組織（自治会・町内会など）、自主防災組織など

【助成事業の種類】

1. 一般コミュニティ助成事業

対象：コミュニティ活動に直接必要な設備の整備

助成額：100万円～250万円

事業例：芝刈機、太鼓、会議テーブル、椅子の購入など

2. コミュニティセンター助成事業

対象：住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所など）の建設整備

助成額：対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし1,500万円を上限とする

事業例：自治会集会所（公民館）、談話室、レクリエーションルームなど

3. 地域防災組織育成助成事業

対象：自主防災組織、婦人防火クラブ、またはその連合体が行う災害の防止活動および軽減活動に直接役立つもの

助成額：30万円～200万円（事業区分による）

事業例：電池式メガホン、可搬式動力ポンプ、救命ボート、簡易資機材倉庫など

4. 青少年健全育成助成事業

対象：主として親子で参加するスポーツ・レクリエーション活動に関する事業など

助成額：30万円～100万円

事業例：親子で参加するオリエンテーリング、各種レクリエーション大会など

【申請方法】

助成申請は、市から県を経由して自治総合センターへ提出する必要があります。平成26年度分の申請を検討している団体は、まず上記問合せ先へご相談ください。なお、募集時期は現在のところ未定です。

※詳しくは、(財)自治総合センターホームページ内のコミュニティ助成事業のページでも見ることができます。



▲ 昨年度整備された、鷹島町の掲示板(上)と今福和一処保存会の神輿(下)

海水浴場の水質検査結果

問合せ先 市民生活課生活環境係

☎内線142

市では、海水浴シーズンに備え、6月に次の場所で水質検査を行いました。

- ・ ぎがが浜海水浴場（今福町）
 - ・ 大崎海水浴場（御厨町）
 - ・ 宝の浜海水浴場（星鹿町）
 - ・ 初崎海水浴場（福島町）
 - ・ 白浜海水浴場（鷹島町）
- 検査の結果、どの海水浴場も水質に問題はありませんでした。
水の事故には十分注意して、楽しい海水浴にしましょう。

国民健康保険・後期高齢者医療保険 保険証更新のお知らせ

問合せ先 健康ほけん課国保係

☎内線125、126

●8月から保険証が新しくなります
現在お持ちの保険証の有効期限は平成25年7月31日までとなっています。

平成25年8月1日発効の新しい保険証を7月下旬に郵送しますので、記載内容をご確認いただき大切にお使いください。

なお、更新の手続きは必要ありません。



あなたの健康お手伝いします

熱中症に注意しましょう

○問合せ先 健康ほけん課健康推進係 ☎内線129、168

熱中症の発生は7月～8月がピークになります。一人一人が自分の体調の変化に気を付けるとともに、周囲の人にも気を配り、予防を呼び掛け合って熱中症を防ぎましょう。

熱中症は、気温が高いなどの環境下で体温調節の機能がうまく働かず、体に熱がこもってしまうことで起こります。大量の発汗、さらにはめまい、吐き気、倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります。自力で水を飲めない、意識障害が見られる場合はすぐに病院に搬送してください。

【熱中症の予防法】

◆のどの渇きを感じなくてもこまめに水分を補給しましょう！
たくさん汗をかいた時は、スポーツドリンクや適度に塩分を補給しましょう。

◆通気性の良い、吸湿・速乾の衣服を着用しましょう。

◆保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体の冷却を心掛けましょう。

◆暑さに対する抵抗力は個人によって異なります。自分の体調の変化に気を付けましょう。

◆気温が高い日や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。

※高齢者や小さい子どもは特に注意が必要です！

熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さに対する抵抗力が低下しやすく、また、のどの渇きを感じにくいいため水分不足になりがちです。のどが渇いていなくても早め早めに水分補給をしましょう。

小さい子どもは体温調節機能が十分に発達していないため深部体温が上がりやすく、また、身長が低い子どもは地表面からの熱の影響を受けやすく、熱中症になりやすいので注意が必要です。風通しのよい涼しい衣服を着せて水分をこまめに取らせましょう。



国民健康保険税の税率・税額が決まりました

○相談・問合せ先 課税に関すること⇒税務課市民税係 ☎内線 113、114、138
納付に関すること⇒税務課徴収係 ☎内線 115、117、137

平成24年度からの税率・課税限度額の変更はありません。

区分	国民健康保険税			概要
	医療給付費分 (税率・額)	後期高齢者支援金分 (税率・額)	介護納付金分 (税率・額)	
所得割	8.2%	2.5%	1.9%	課税所得金額に対して
均等割額	22,100円	7,000円	8,800円	被保険者1人につき
平等割額	19,400円	6,200円	4,800円	1世帯につき
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円	年税額の最高限度額

●納税が困難な場合は…

特殊事情（災害、会社倒産による失業、所得の激減、生活保護など）により生活が困窮し、本年度の納税が困難な人は、徴収猶予・減免措置などが受けられる場合があります。※減免は、納期限の7日前までに申請が必要です。

●特定世帯などに係る軽減措置が延長になりました

後期高齢者医療制度への移行により国保加入者が1人に減った世帯は、5年間世帯割額を半分に軽減していましたが、その後3年間についても1/4を軽減します。詳細は7月発送の納税通知書同封の案内をご覧ください。